

較も可能なものです。

国民経済計算における一般政府の期末貸借対照表の正味財産、これは令和元年度末で九十八兆円のプラスになっております。

この五百九十一兆円の債務超過と九十八兆円の資産超過とでは、財政状態を認識する上で大きく異なってきます。五百九十一兆円の債務超過と言えれば、財政について不安に思うのもうなづけますし、九十八兆円の資産超過ということであれば、そこまで危機的な状況ではないのかも知れないということを思うのもうなづける面もあります。幾ら負債が多額であっても、潤沢な資産超過であれば、通常は財政の危機と考える人はいないでしょう。

そういうことで、内閣府に質問です。

両者の違いがどこにあるのかを明らかにしたいと思いますので、国民経済計算においてはどのようになりますか、特にどの範囲を対象に作成をしているのか、お答えください。

○長谷川政府参考人　お答え申し上げます。

議員まさに御指摘のとおり、国民経済計算は、国連にて採択されました国際基準、現行のものは二〇〇八SNAと称しておりますが、この国際基準に基づきまして、一国全体のマクロの経済状況を体系的に明らかにすることを目的として作成されております基幹統計でございます。

このため、御指摘の一般政府の期末貸借対照表勘定等におきましては、この基準に準拠いたしまして、國の一般会計及び特別会計を中心とする中央政府のみならず、社会保障基金や地方政府を含む一国全体の立場で推計、作成を行っているところでございます。

○日吉委員　財務省にお尋ねいたします。

財務省主計局作成の貸借対照表には地方の状況は含まれていないと思いますが、その認識でよろしいでしょうか。

○角田政府参考人　御指摘のとおり、地方は含まれてございません。

○日吉委員　ありがとうございます。

地方も対象にするのは、日本全体を考える上で非常に重要な視点ではないかなというふうにも考えます。

資料三を見ていただけますでしょうか。

これは、国民経済計算を中央政府、地方政府、社会保険基金という三部門に分けた部門別の貸借対照表を表しております。

この中で、生産資産というところを見ていただけますと、合計金額は記載されているのですが、この三部門にその金額が割り振りされておりません。これは、お話を伺いますと、なかなかうまくこの金額を算定することができないということであり、全体の金額しか分からぬということでした。

ただ、想定できるのは、地方を除いた場合にはこれだけの債務超過になるわけですけれども、五百九十一兆円の債務超過になるんですけれども、地方を含めると九十八兆円のプラスの資産超過と

いうことになるわけですから、地方に生産資産、固定資産が相当計上されているのではないかなどいうことが想定されるわけです。

多分これは、中央政府から補助金なり交付金が支給され、地方において固定資産を購入することによって、地方の資産勘定が増えていることに超えていく、こういうふうになつてしているんじやないのかなというふうに想定をいたします。

財務省にお尋ねします。

日本の財政状態を判断する上で、地方も含めた全体で純資産の状況を認識する必要があると思うのですが、どのように財務省ではお考えにならねでございます。

○角田政府参考人　御指摘はよく分かるところでありますけれども、流動性とか市場性に乏しい、債務の返済には活用できないものが資産に多額に含まれているというのが状況なんだと思っております。

いとう資産が共に多額に含まれている現状を踏まえておかないとこういったものは間違えちゃうんだと思っておりまして、日本につきましては、ネットで見てもグロースで見ても債務残高が他の先進国に比べて極めて厳しい状況にあるということを考えますと、財政健全化というのは引き続き私どもとしては取り組んでいかなければならぬ大事なところなのであつて、今のコロナの騒ぎでいうことについて多分慎重に検討されるというふうにおっしゃられたのかなと思うんですけれども、そうこの代替として国民経済計算を今日お持ちさえていただきなんですが、財政状態の出発点として、債務超過五百九十一兆円なのか、資産超過九十八兆円なのか、多少の金額の修正はあると思うんですけど、どこからスタートすればいいのかなという思いがあるんですね。

○日吉委員　今のは、慎重に検討するというのは、財務省として、地方を含めた貸借対照表を作成し、それに基づいて財政状態を吟味していくと、いうことについて多分慎重に検討されるというふうにおっしゃられたのかなと思うんですけれども、そうこの代替として国民経済計算を今日お持ちさえていただきなんですが、財政状態の出発点として、債務超過五百九十一兆円なのか、資産超過九十八兆円なのか、多少の金額の修正はあると思うんですけど、どこからスタートすればいいのかなという思いがあるんですね。

○麻生大臣　国民経済計算のプラス九十八兆円の資産超過、これをどのようにお考えになられますか。

○麻生国務大臣　今の御質問ですけれども、国民経済計算というのは、これは地方政府を含めた公的部門全体の数字とということですから、国だけじゃありませんからね。

それで、特に、地方政府が保有する一般の道路とか河川とか、売れないものもいっぱいありますけれども、よく言われる、富士山なんか幾らで買ふんだと言われて、なかなか難しい話と、よく例に引かれますけれども、流動性に乏しくて債務返済には活用できない資産というものが、これが純資産にプラスさせている要因なんだ、私どもはそういう認識をしております。これはかなり違いますからを含めた全体での財務諸表、貸借対照表の状況というのをしっかりと見極めていく必要があるのではないか、このことを申し上げて、質問を終わらなければならぬと思つております。

○日吉委員　時間が参りましたので終わりりますが、一言だけ。

今のお話というのは、資産の流動性というのは地方を含めるか含めないかという話とはまた違つて、政府と地方、これを全体にすると資産が超過していく、こういうふうになつてているんじやないのかなというふうに想定をいたします。

○日吉委員　時間が参りましたので終わりりますが、一言だけ。

今のお話というのは、資産の流動性というのは地方を含めるか含めないかという話とはまた違つて、政府と地方、これを全体にすると資産が超過していく、こういうふうになつてているんじやないのかなというふうに想定をいたします。

○日吉委員　時間が参りましたので終わりりますが、一言だけ。

今のお話というのは、資産の流動性というのは地方を含めるか含めないかという話とはまた違つて、政府と地方、これを全体にすると資産が超過していく、こういうふうになつてているんじやないのかなというふうに想定をいたします。

いとう資産が共に多額に含まれている現状を踏まえておかないとこういったものは間違えちゃうんだと思っておりまして、日本につきましては、ネットで見てもグロースで見ても債務残高が他の先進国に比べて極めて厳しい状況にあるということを考えますと、財政健全化というのは引き続き私どもとしては取り組んでいかなければならぬ大事なところなのであつて、今のコロナの騒ぎでいうことについて多分慎重に検討されるといふふうにおっしゃられたのかなと思うんですけれども、そうこの代替として国民経済計算を今日お持ちさえていただきなんですが、財政状態の出発点として、債務超過五百九十一兆円なのか、資産超過九十八兆円なのか、多少の金額の修正はあると思うんですけど、どこからスタートすればいいのかなという思いがあるんですね。

○日吉委員　今のは、慎重に検討するといふふうにおっしゃられたのかなと思うんですけれども、そうこの代替として国民経済計算を今日お持ちさえていただきなんですが、財政状態の出発点として、債務超過五百九十一兆円なのか、資産超過九十八兆円なのか、多少の金額の修正はあると思うんですけど、どこからスタートすればいいのかなという思いがあるんですね。

○越智委員長　次に、清水忠史君。

○清水委員　日本共産党的清水忠史でございます。

○角田政府参考人　関税定率法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

この改正案で、災害発生後の関税の納付等の

期限の延長の措置について、現在の地域指定に加え、  
二、固川旨定による明銀延長及び対象者指定を止

お答え申し上げます。

災害等による被災期間等の延長制度の拡充について、ましては、近年における災害の激甚化、頻発化を踏まえまして、現行の地域指定に加えて内国税と同様の制度を導入することとしまして、具体的には、先ほど先生から御指摘ございましたけれども、輸入者個人の申請に基づきまして個別に期限を延長する、これは個別指定でございます。また、対象者の範囲を指定しまして期限を延長すること、これは対象者指定といったものを手当てすることとござります。

これによりまして、災害が発生した際に、被災者の方に寄り添いながら、お一人お一人の個別の事情を勘案したよりきめ細やかな対応が可能になりますのと考へておおり、今回お願ひしているところでございます。

○清水委員 現行の地域指定の場合と財務大臣  
判断をすることになっているわけですが、今回  
改正により加えられる個別指定や対象者指定で、  
誰が判断するのか、教えていただきたい。また、  
個別に指定する場合は責任者の恣意的な判断と  
ならないよう措置を取るべきと考えますが、統  
的な判断基準などを設けるのが設けないのか。  
応策についても、これは麻生財務大臣から説明  
していただけるでしようか。

○麻生国務大臣 今御質問のありました災害時  
おきます納付の期限の延長制度については、こ  
は個別の指定は税関長がやりますし、また、対  
者の指定はこれは財務大臣が、それぞれ必要性  
判断した上で行うことといたしております。

その上で、制度の運用が恣意的にならないよ  
にということが大事なところで、個別指定など  
もう既に導入をしております国税の法令解釈根  
據とか、また実施状況等を参考にしつつ、私ども

しては統一的な判断基準というものを設ける」と述べ、選手の立候補をめぐる議論を終えました。

災害時の被害に見舞われた方々の事情等々を十分に踏まえながら、これは適切な制度の拡充を図つてまいりたいと考えております。

便性が高まるものであります。私どもも賛同できるものでございます。ただ、納税者が不公平な扱いとならないよう、指定する場合、統一的な判断基準がしつかりと設けられるようを希望しております。

次に、中小企業の資金繰り及び滞納への支援について伺いたいと思います。

金融厅は、中小企業等の年度末の資金繰りを支援するために、金融機関に対し要請を出しまして、(二月三日には)、中小企業向けに緊急事態措

言の延長を踏まえた資金繰り支援等について、また二月五日には、口座開設手続書の提出をもとに、三月四日にも、大企業、中堅企業を含めて再度同じ内容で要請をしております。二回にわたって要請を金融機関に対して行った理由、その目的について御説明いたさるでしょうか。

○栗田政府参考人 お答え申し上げます。

本年二月五日に発出した主要請文では、緊急事態宣言の延長や資金需要の高まる年度末までのことを踏まえまして、中堅・中小事業者を含めました事業者全般への支援を念頭に、銀行を始め、信用金庫、信用組合等を含めた預金金融機関に対しまして、積極的な資金ニーズの確認ですが、事業者からの相談に対し丁寧な対応を行うこと、補助金等の支給までの間に必要とする資金や年度末に必要な資金等も含めた新規融資を積極的に行うこと、既往債務の条件変更について、返済期間、据置期間の延長等の措置など、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を行うなどを要請したものでございます。

これに対しまして、三月四日のものは、特に手の銀行グループなどに対しまして、その事業模や総合的な金融サービスを提供するという特

を踏まえまして、お客様である企業の方で、運営会社の支援に関する要請を行つたものでございまして、

て、内容といたしましては、中小事業者に加え、事業規模が大きく、取引先が多岐にわたる大企業、中堅企業に対しても丁寧かつ積極的な資金繰り支援を行つていただきこと、それから、金融庁に対しまして貸し渋り、貸し剥がしの懸念の声

が届いているということを踏まえまして、そうしても、お客様への説明に当たって誤解が生じることのないよう、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行つていただくこと、さらに、グループ証券会社との連携につきましては、優越的地位の濫用ではないかとの懸念の声が届いていることを踏まえまして、利益相反等の不適切な行為がないか個別具体的に検証していただくことなどをお内容としたものでございます。

○清水委員 今、栗田監督局長が読み上げられたることは非常に重要でして、この三月四日の大企業、中堅企業向けの要請文の中には、まさにこう書いております。金融機関においては、直接、間接に「口ナカ」の影響により資金繰りが厳しい事業者

の状況を十二分に勘案し、貸し済り、貸し剥がさないのはもちろんのこと、そのような誤解が生じることのないよう、事業者の立場に立つた最大限柔軟な資金繰り支援を行うこととあります。

要請文の背景には、こうした貸し済りや貸し剥がしと思われるような行為がこのコロナの下で一部の金融機関にあつたんじゃないかというふうに思われるわけですが、金融担当大臣として、麻生大臣の実態についての認識、そうした状況やそした声を聞いているかどうか、御所見をお聞かせいただけますでしょうか。

○麻生国務大臣　これは金融庁においても、いわゆる新型コロナウイルスの影響によって厳しい事業状況にある業者等々に対し、新型コロナウイルスに関する相談ダイヤルを設置しております、御存じでしょう。

の一部には、一部貸し済りや貸し剝がしに関する

ものがあると私ども承知をしておりますので、寄せられた相談については、金融庁において、相談してきた人の同意の下で、速やかにヒアリングを実施するなど実態把握に努めると同時に、適切に対応するよう金融機関に求めております。

そしてまた、こうした声も踏まえまして、御指摘のあつた今月四日の要請に加えて、八日も、私の方からも、官民の金融関係団体の代表に対しても、いわゆる貸し済り、貸し剥がしを行わないことは当然なんですが、そういうた誤解を招くことのないよう引き続き事業者の立場に立つて最大限柔軟な対応を行うことなどをお願いさせていただいたところであって、引き続き、金融庁におきましても、金融機関における資金繰り支援が適切になされるよう注視をしてまいりたいと考えております。

○清水委員 政府は、昨年、コロナ対策として、政策金融公庫やあるいは民間金融機関によるゼロ金利、無担保無保証融資を行っています。しかし、昨年十二月末までの実績を見ますと、

返済までの据置期間が六ヶ月以内と設定したもの  
が約三割、それから六ヶ月を超えて一年以内とい  
うものも約三割となっています。つまり、既に  
据置期間を過ぎて、返済が始まつた案件もあると  
考えられるわけです。

想定以上に新型コロナの影響が継続しているこ  
とを考えますと、据置期間の延長も積極的に行な  
べきだというふうに思うんですが、これは金融機  
関においてどのような対応をしていくのか、監督  
局長に説明していただきたいと思います。

○栗田政府参考人　お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、官民の金融機関によりま  
す実質無利子無担保融資の据置期間につきまして  
は、一年以内のものが多数という状況になつて以  
ざいます。新型コロナウイルス感染症の影響の長  
期化によりまして事業者の資金繰りが厳しい状況  
にあることを踏まえまして、金融機関に対しまし

では、これまで繰り返し、据置期間、返済期間の延長など、最大限柔軟な対応を行うよう必要とするに、社会保険料を払うためにお金を借りるとしてまいりました。

さらに、先日も、大臣から官民の金融機関団体の代表者に対しまして、実質無利子無担保融資の据置期間、返済期間につきまして、事業者の二ヶ月を十分に踏まえ、長期の延長等を積極的に提案するなど、親身かつ丁寧な対応を行なうよう要請をしていただきました。

金融庁といたしましては、金融機関においてこのような要請を受けて適切に対応なされておるものと考えておりますけれども、引き続き、金融機関の取組についてはしっかりとフォロー・アップしてまいりたいというふうに考えております。

○清水委員 実は、自由民主党政務調査会金融調査会・地域金融に関する小委員会緊急提言というのが今月の四日に出されております。それを見ますと、今、この金融の問題について次のよう指摘しているんですね。引き続き売上げが回復しない中、社会保険料等の支払い猶予の期限が迫っている等、まとまつた現金支払いのために融資増額を要請するも受け入れられないケースがあるということなんですね。

私の事務所にも、昨年は納税猶予の特例を利用できたんだが今年はどうなるんだということで、いろいろ相談が来ております。社会保険料の納付等について。

これも金融庁にお伺いするんですが、金融庁としても、このように社会保険料が払えない、むしろ融資をして、借りたいんだが、なかなかそういうならない、こういう相談なんかがあるということとは認識されておられますでしょうか。

○栗田政府参考人 お答え申し上げます。

事業者の方々の資金繰りが厳しい状況、その原因についてはいろいろな要因があると承知しておりますけれども、その中の一つに公的な支払いといいますけれども、その中のがあるということは承知しております。

○清水委員 今のは自由民主党さんの緊急提言です。

行つたけれども、それも貸してもらえないなかつたという話なんですね。もつとリアルなことを書いていまして、融資の増額に応じてくれないどころか、融資の返済猶予を打ち切り、場合によつては一括返済要求まで受けているなどの声が出ていると。

私が自民党的調査結果を紹介するのもあれですけれども、やはりコロナで困つてゐる業者を救うのは、これは自民党も共産党もありませんわね。そういう点で私は思うんですが、お金を借りて、猶予されている社会保険料を払えといふのは、長引くコロナの中で経営が困難となつてゐる中小企業に対してやはり過酷な対応だといつぶつうに思つてます。

単純に、コロナ対策として実施した納稅猶予の特例を再度実施すれば、お金を借りなくとも、納稅猶予できるわけですから、私はそれがいいと思うんですが、これは税金の滞納問題にも関わるもので、主税局ですか、お答えいただけますでしょうか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の納稅猶予の特例でございますが、これにつきましては、売上げが減少しているにもかかわらず期限内に納稅していただいている大多数の納稅者の方々とのバランスのほか、消費税ですか源泉徴収された所得税などの預り金的な性格を有する税が適用税額の約三分の二を占めている状況、こういったことを考慮いたしまして延長しないこととされたものでござります。

ただ、この納稅猶予の特例の終了後におきましても、新型コロナの影響等により納付困難な場合につきましては、既存の猶予制度を適用し、原則として一年間猶予するでありますとか、分割して納付していただくといったこともできることがなつてございます。その際に適用される延滞税の率につきましても本年分から年一%に引き下げられておりまして、担保についても、担保提供が明らかに可能な場合を除いて不要とする取扱いがなされているところでございます。

○ 清水委員 今柔軟な対応というふうにおっしゃつたんですけれども、今年三月八日に、差押予告通知書が送られてきたと、長野県の中小企業から私、訴えを伺いました。主に消費税の滞納なんですすけれども、直後に換価の猶予申請を持つて税務署に行つたが、受取拒否されたということなんですね。押し問答の末に渋々換価の猶予の申請は受理されたということなんですが。

金融庁は、金融機関への要請文で繰り返し、貸し渋り、貸し剥がしとの誤解が生じることのないよう、事業者の立場に立つた最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと、あるいは、メイン先・非メイン先の別や既存顧客、新規顧客の別にかかわらず親身かつ丁寧な対応を行うことと金融機関に対しては要請しているんですが、これは当の国税庁そのものが、財務省そのものがそうなつているのか。

つまり、政府の機関でもある税務署は、コロナ禍で多くの中小企業の経営が資金繰りで困難となつてゐるのが分かつてゐるにもかかわらず、民間の金融機関に金融庁が要請している内容を無視していると言わざれども仕方のないような事例があるのではないかですか。

これは国税庁、次聞きますから、いいですか。

換価の猶予措置を認めるかどうかは税務署の判断もあるかもしれません、その個々のケースで。しかし、一般論として、そもそも換価の猶予の申告を受け取らないというのは、これは問題ではありませんか。

○ 鎌水政府参考人 お答えいたします。

一般論で申し上げますと、納税者から猶予の申請があつた場合は、まずはその申請を受け付けることになります。その上で、例えば納期限から六ヶ月を経過して申請があつた場合など要件を満たさないときには、猶予を許可できないということ

なお、申請による換価の猶予が適用されない場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予を受けることができる「こと」がございますので、納付が困難という場合には、まずは最寄りの税務署に御相談いただきたいというふうに考えています。

○清水委員 そうなんですよ。受け付けるというのは、これは当然のことなんですよね。

しかも、同じ税務署は、この企業が納税困難であるということを分かっていたにもかかわらず、納税猶予の特例措置を知らせもせず、昨年も滞納として措置され、延滞税も発生しているわけです。これは、やはり国税局としてしっかりと指導するべきだと厳しく求めておきたいと思うんですが。

今私が言いましたように、換価の猶予の申請があれば受け付ける、そして、納税猶予の特例は終わってしまいますけれども、親身になって対応をするというのであれば、その業者が本当に活用できるような制度について丁寧に説明する、そういう指導を行うということをおっしゃつていただけませんでしょうか。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。

国税庁におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえまして、納税猶予の適用を最優先に対応すること、それから、猶予制度の適用に当たりましては、納税者の置かれた状況や心情に十分配慮すること、納税者に接する場合には特に丁寧な対応を行うこと、これについて全国の国税局、税務署に対し指示をしているところで引き続き、こうした対応を徹底してまいりたいと思います。

○清水委員 やはり、税金や社会保険料の滞納を金融機関から借りたお金で、融資で返すなんというのは不健全ですよ。

コロナが終わればやはり返済することだってできるわけですから、企業が順調になれば、だから

